# NPO法人の減免関係フローチャート（長野県）

法人県民税・事業税

収益事業あり ※

**※事業内容が収益事業にあたるかどうか必ず税務署にご確認ください。**

収益事業なし※

## 収益事業あり ※

### 設立から5年経過

減免・課税免除の対象ではありません

### 設立から5年以内

#### 法人税の課税所得あり（欠損金控除後）

**法人事業税 免除可（※1）**

設立から5年を経過する日の属する事業年度まで

■H25.4.1からR10.3.31までの間に設立した法人（※2）
→以下のとおり法人事業税を課税免除
・設立3年間：全額課税免除
・設立から4年目：課税額の3分の2課税免除
・設立から5年目：課税額の3分の1課税免除

（※1）法人県民税・特別法人事業税は免除対象ではありません。

（※2）令和4年4月の条例改正により、令和4年4月1日以降の設立法人は、課税免除の算定基礎となる課税所得が1億円超の場合、1億円が上限となります。

＜提出書類＞
1　確定申告書
2　創業等事業税課税免除申請書
3　事業税課税免除計算書
4　事業開始申告書
5　登記事項証明書(写)
6　定款(写)

4、5、6について、既に提出してある場合は不要

〈提出期限〉
法人事業税の申告納付期限

〈その他〉
次年度以降の申請**必要**

#### 法人税の課税所得なし（欠損金控除後）

**法人県民税（均等割）減免可**

設立から5年を経過する日の属する事業年度まで

＜提出書類＞
1　確定申告書
2　減免申請書（法人の県民税分）
3　法人税申告書(写)別表一(一)・別表四
4　事業開始申告書
5　登記事項証明書(写)
6　定款(写)

4、5、6について、既に提出してある場合は不要

〈提出期限〉
法人県民税の申告納付期限

〈その他〉
次年度以降の申請**必要**

## 収益事業なし※

**法人県民税（均等割）減免可**

（事業税は非課税）

＜提出書類＞
1　減免申請書（法人の県民税分）
2　直近の決算書・予算書、事業報告書・事業計画書等
3　事業開始申告書
4　登記事項証明書(写)
5　定款(写)

3、4、5について、既に提出してある場合は不要

〈提出期限〉
4月30日

〈その他〉
次年度以降の申請**不要**
確定申告書の提出**不要**

申告納付期限・・・事業年度終了の日から2ヶ月以内